

業務委託特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、下記の業務（以下「本業務」という）に適用する。

記

業務名：令和8年度 無電柱化推進計画事業
与名原平線 電線共同溝詳細設計業務委託
場 所：和泊町 和泊 地内

第2条 業務管理

受注者（以下「乙」という）は、委託契約書、設計図書、本特記仕様書、業務打合せ書及び関係法規を遵守し、発注者（以下「甲」という）の監督職員の指示を受け正確に業務を遂行しなければならない。

第3条 秘密の保持

乙は業務内容及びその成果を甲の承認を得ず第三者に知らせてはならない。

第4条 適用基準

本業務は、契約図書ならびに次の各号の定めによるほか、その他諸法令を遵守し、履行しなければならない。

- (1) 設計業務等共通仕様書（鹿児島県土木部）
- (2) 道路事業の手引き（鹿児島県土木部）
- (3) その他関係要綱、指針、示方書等 ※最新版を使用すること

第5条 調査職員

本業務については、総括調査員、調査員を置くものとし、その職・氏名などについては別途通知する。

第6条 照査技術者

本業務は契約書第11条に基づき、受注者は本業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。照査技術者を変更したときも、同様とする。

第7条 照査

本業務においては、「詳細設計照査手順及び詳細設計照査要領（鹿児島県土木部制定）」に基づき照査を行うものとする。

第8条 疑義の協議

設計図書に記載のない事項及び業務の遂行上疑義が生じた事項については、適宜書面により調査職員と協議するものとする。

第9条 前金払い

本業務においては、契約金額が 300 万円以上で、前払保証会社の保証がなされた場合、契約金額の 30%の範囲内で前金払いすることができる。

また、部分払いは行わないものとする。

第10条 業務内容

本業務は、町道与名原平線（和泊町和泊地内）において電線共同溝整備事業を推進することを目的に、電線共同溝関係者と調整を図りながら電線共同溝詳細設計を実施し、電線共同溝整備事業の実施に必要な資料を作成するものである。

契約数量は、設計図数量内訳書記載のとおりである。

第11条 打合せ等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、乙は監督職員と常に密接な連絡をとり、業務の内容について疑義を正すものとし、その内容についてはその都度記録に残し、相互に確認するものとする。

なお、本業務においては、以下のとおり設計協議を積算計上しているが、別途監督職員が打合せを指示した場合は適宜対応すること。

- ・ 業務着手時 1回（和泊町役場）
- ・ 中間打合せ 3回
※中間打合せは、2回は和泊町役場、1回は鹿児島市内での開催とする。
- ・ 成果品納入時 1回（和泊町役場）

第12条 占用物調査

設計にあたっては占用物調査を行うこととする。占用物調査の結果、移転が生じる場合は、占用者と協議を行い、占用物の内容、位置等の協議を行い、結果を報告すること。また、移転を生じない場合でも施工中の事故防止のため既設占用物の位置を設計図に記入すること。

第13条 資料等の貸与

本業務の実施に必要な資料は相互に打合せの上、貸与するものとする。

第14条 成果品

1. 成果品

製本1部、観音開図面（A3縮小版）2部

2. 成果品引き渡し後において、受託者の責に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の負担において速やかに訂正しなければならない。

第15条 設計業務等における再委託について

発注者の承諾を必要とする再委託をしようとするときは、「再委託承諾書」に必要事項を記載し、発注者に提出し事前に承諾を得ること。

第16条 旅費交通費について

発注者の承諾に係る旅費交通費は、主任技師、技師A、技師Bの3名分を積算計上している。

航空移動は、鹿児島空港～沖永良部空港間の往復割引運賃で計上している。

設計業務での中間打合せ等における鹿児島市開催分（1回）については旅費交通費は計上していない。

旅行諸雑費は、設計・調査及び測量業務標準歩掛（鹿児島県土木部）を参考に計上している。

鹿児島市～鹿児島空港間の移動は空港リムジンバスの料金を計上している。

沖永良部空港～和泊町役場間の移動は沖永良部バス企業団のバス料金を計上している。

第17条 その他

本業務の工期は、令和9年1月29日までとする。